

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和3年9月7日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第6号 農地改良許可申請の承認について

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 臼田 正嗣 君	3 番 山田 彰 君
4 番 井上 正隆 君	5 番 野田 卓志 君	7 番 吉田 和子 君
8 番 玉田 和久 君	9 番 山田 タツエ 君	10 番 八代 治郎 君
11 番 足立 昌人 君	12 番 青山 雅紀 君	13 番 永田 千春 君
14 番 西田 耕三 君	15 番 西部 徹 君	16 番 長尾 始 君
17 番 野村 茂 君	18 番 日置 香 君	19 番 田下 喜代 君

○欠席委員（1名）

6 番 伊藤 均 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君	武儀事務所主任主査	河合 正樹 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君	農業委員会事務局書記	波多野 恵 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君） 定刻となりましたのでこれから総会を始めさせていただきます。今日次第の他にですねお配りしてありますのがマスクなんですが岐阜県農業会議のほうから農業委員さん等に配布していただいて活動などにご利用いただきたいということでいただきましたので数枚程度ではございますが、農業委員さんに配布をさせていただきます。あともう一点。営農計画書を用意させていただきます。前回の総会で野田委員さんから、営農計画書の中身等について資料を提供してほしいというご意見をいただきましたのでつけてありますが、前回の広見のような何反とか買うわけではなくて、今回の場合は武儀の空き家付きの付随農地いわゆる自分たちで自家消費するような小規模なものです。形上は新規ということになりますので簡単ですがこのようなものを提出するようお願いしたものをお配りしております。

あともう一点今回農水省のほうに予算の概算要求ということでいろいろな補助事業を要求している資料でございます。これが全部補助額がつくかというのと別問題になりますけども、こういったものを要求しておりますので参考までに資料として配布をさせていただきます。この中で、先月の合同会議の中で下有知の推進委員さんの額額さんが農業会議のほうへ質問ということでいろいろな補助金がもらえるようなものがないかなどのご意見がございましてそれについて、57-1ですが、遊休農地の解消緊急対策事業というものを、遊休農地を借り受けて簡易的な整備を行ったうえで担い手に集積するために支援するといったものの要求のものも付されております。こういった事業を通じまして各地域の遊休農地の解消をするためにこういった補助金も付く話もありますのでまた一度目を通していただきたいと思います。それでは総会に入りたいと思います。

○議長（野村茂君） はい。

皆さんおはようございます。お盆前から雨が降り続いて、結構長雨でどこも雨で台無しで、ほんとうに長くてやっとこの晴れ間が出てきたなという感じでございます。今ちょうどコシヒカリの収穫時期で本当にお忙しい中、またこういった天候不順で現場が大変な時にこの総会にご出席していただきまして、まことにありがとうございます。

オリンピックが終わりまして、特にパラリンピックを観ていて私が思ったことですが、両手両足がなくて水泳に出場してみえる選手の方、そして、両腕がなくて口でラケットを持って野球に出場してみえる選手の方、こういった方の状況を観まして、日本の選手、どここの選手が金メダルを取ればいいというそういう問題ではなくて、本当に自分自身が暮らしている中であんな方を見てみると自分の行動がどうなのかなどそういったところで大変反省することばかりでした。皆さんどのようにオリンピックをご覧になられたかわかりませんが、一つ障害の方との向き合い方についても今回改めて学ばせていただいたという感じてございます。

農業新聞を見ていただいて最近他県で米価が一等米で60kg1表ですね。これが2千円前後安くなるというようなことが報じられておりました。私も気になりましたので確認しましたところ岐阜県も近いうちに米価について審議がされるようです。もしかすると一等米で1万円切るのではないかな、そんな話も聞かれました、大変なことだと思っております。こればかりは動向を見守るしかないなと思っておりますが、生産者、現場にとっては大変なことです。そういった中で所得補償の保険等もありますので、皆様方がそれらを活用されて所得安定につなげていただければと思っております。本日は大変お忙しい中ですがご審議賜りますようよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

ありがとうございました。続きまして事務局長の山岡がご挨拶申し上げます。

○事務局長（山岡透君） はい。

失礼します。本日も農業委員会にご出席賜りましてありがとうございます。

ここのところ朝と晩大変涼しくなってきましたが昼間はまだ暑い状況が続いております。そういった中で委員の皆様方におかれましては、利用状況調査にご協力いただきましてありがとうございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。そして、ご報告がございしますが、9月5日の辞令で職員の人事異動がありました。農業委員会の前田が税務課に異動になりまして、

保険年金課から波多野が農業委員会に異動になりましたので紹介させていただきます。

○事務局書記（波多野恵君）

紹介に与りました波多野と申します。前田の後任で利用状況調査を中心に担当します。よろしくお願いいたします。

○事務局長（山岡透君）

皆さんどうぞよろしくお願いいたします。もう一点ですが9月1日から本年3回目の定例会が始まりまして、2日に一般質問がありました。その中で土木水利委員の役割の見直しということで質問を頂いております。このことについては本日のシナリオのその他のところで説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは本日の議案につきまして事務局から説明をさせていただきますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。

本日の欠席委員でございますが、6番伊藤委員が欠席でございますのでご報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員さんの過半数以上の出席をいただいているので、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。10番八代委員さん、12番青山委員さんのおふたりにお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。

議案第一号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、田原小学校の北130mほどに位置する農振農用地区域内の畑155㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、耕作の規模拡充を図りたいというものです。譲渡人は、農業経営基盤の安定に寄与したいというものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、小坂集会所の西170mほどに位置する農振農用地区域外の畑82㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人と譲渡人との間で、畑の管理を容易にする目的で自宅の近くにある畑を交換することにより、農地管理の効率を図るものです。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、小坂集会所の西140mほどに位置する農振農用地区域外の畑19㎡。申請の目的は、所有権移転です。先ほどの案件と同様、譲受人と譲渡人との間で、畑の管理を容易にする目的で自宅の近くにある畑を交換することにより、農地管理の効率化を図るものです。

4番の案件 議案、位置図は、4ページになります。申請地は、志津野転作促進技術研修センターの北東400mほどに位置する農振農用地区域内の田3筆4,055㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地で無農薬野菜を栽培し、自分の経営する農産物販売所に出荷したいというものです。譲渡人は、申請地を相続したが、多忙により、耕作できないため、譲り渡すというものです。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、中之保グラウンドの南160mほどに位置する農振農用地区域外の畑94㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、空き家を購入するとともに、畑を取得して、農業に従事したいというものです。譲渡人は、申請地を相続で取得したが、遠方に住んでおり、管理ができないため、譲り渡すというものです。申請地は空き家付随農地であるため、下限面積は0・1アールとなります。営農計画書は、次第と一緒にお配りしてあります。面積が小さいため、自家消費野菜として小松菜を栽培することです。すべての案件について、現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前この譲受人に対しましてご意見があればお伺いしたいと思います。臼田委員さん、山田委員さん、西部委員さん、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

（挙手無し）

それではございませんようですので、議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

(挙手無し)

ございませんようですので、議案第1号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

(挙手あり)

○議長(野村茂君) 安田委員さん。

○1番(安田美雄君) 5番の案件ですけれども、空き家の指定農地ということでございますが、今図面を見ますと、道路を挟んだ南、道路を挟んだ反対側の農地でございますけれども、空き家の場合私の認識ではこの空き家に付随する一角に農地がある場合にというような考え方じゃなかったかなと思っておるんですけれども、こういった道路を挟んだ場合でも、これは指定農地として認めざるを得ないということでしょうか。それと合わせまして、丸山さんという方ですね同じ市内に住んでおられるようすけれども2583ということすけれども、これは農業をやっておられるのでしょうかね、新規就農とありますけれどもちょっとその辺がようするにこの空き家を買われて自分の自宅には農地が無いということなんですね。その辺があえてそのたとえば2591の向かい側の方が農家であったとすればその方が農地として管理されることも考えられると思うんですけれども経済の中ですから、自由だと思いますけれども、空き家の農地としては異質のように思いますので、質問させていただきました。

○議長(野村茂君) 事務局お願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) はい。

まず空き家と農地の位置関係なんですけれども、宅地いわゆる空き家の敷地内になくともある程度通える距離であればそれはOKかと考えております。というのも田舎のほうですと、すぐ目の前の、屋敷周りの畑だけではなくて、ちょっと離れたところに畑を持っている方もみえますし、その辺りは融通を利かせて遊休農地を防ぐということもありますし、ちょっと畑をやってみて良ければもっとやってという形の人もみえるかもしれないのであまりきつきつにはやるつもりは無いです。

またその辺の問題があれば、一応要綱のほうも制定してありますので、もうちょっと農業委員さんの意見を聞いて順にそういったことの無いように考えてはいきたいと思います。住所の方すぐ近くにという、譲受人の方かということなんですけど、空き家を先を買われて住所を移転されてみえますので、もとは違ふところに住んでみえて住民票だけ移してあるので住所的には中之保になっているということです。位置関係は地図の空き家農地の道を挟んだ北東の位置ですね。書いてありますね農地付き空き家という。これくらいの距離であれば道を挟んですぐ前に畑があるという感じなので、このくらいはやれるのではないかというそのような判断です。はい、以上でございます。

○議長(野村茂君)

他にございませんか。それでは質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第1号の5件について、許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) はい。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてということで、農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

説明にはいる前に1件取り下げの申し出がございまして、番号が、4番の小屋名の貸し駐車場の案件が取り下げになっております。これにつきまして理由としましては、実際に駐車場として追認案件いわゆる、農地性が無い部分が多くあって農地法に適応するために申請を出したような形になっておりますが、申請人の方曰く、一部草が生えている状態で、農地性がある部分が残っているということで、一筆全部農転するわけではなくて、一部実際の転用された追認の部分だけで再度申請をし直したいということですので本総会につきましては4番の案件については取り下げしたいということですのでこの案件は削除をお願いします。よって来月以降の総会でまたこのこと同じ案件が面積が変わって出てくるということをお願いいたしますのでよろしく申し上げます。

では議案の説明に入らせていただきます。議案は3ページになります。

1 番の案件 位置図は、6 ページになります。申請地は、千疋公民館の北東 150m ほどに位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 697㎡。農地の区分は、住宅が連担している農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 庭 と 倉庫 です。申請人は、農業を営んでおり、農機具や軽トラックを保管する倉庫を建築したいこと、また、住宅敷地が狭いため、申請地の一部を庭や家庭菜園として利用したいというものです。8月11日に現地確認をしたところ、昭和30年から宅地として利用しているため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2 番の案件 位置図は、7 ページになります。申請地は、千疋公民館の北西 80m ほどに位置する 田 607㎡の内 167.46㎡。農地の区分は、10ha 以上の集団農地である農地のため第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 庭 と 進入路 です。申請人は、隣接地に住んでいるが、敷地内に、子の住宅もあり、敷地が狭いため、住宅敷地を拡張して、庭と進入路にしたいというものです。8月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則、不許可ではございますが、集落に接続していることから、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

3 番の案件 位置図は、8 ページになります。申請地は、小屋名公民センターの南 180m ほどに位置する 登記地目 畑現況地目 宅地 2筆 187㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する 10ha 未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場 です。申請人は、住宅敷地内に車を駐車する場所がないため、車庫を建築するというものです。8月11日に現地確認をしたところ、昭和62年に車庫を建築しているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

5 番の案件 議案は4ページ、位置図は、10ページになります。申請地は、武儀やまゆり保育園の西 580m ほどに位置する 登記地目 田 現況地目宅地 117㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する 10ha 未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 倉庫 です。申請人は、父が生前に倉庫を建築していたが、農地法の許可を得ず無断で建築していたため、農地法の許可を受けたいというものです。8月11日に現地確認をしたところ、昭和57年に既に倉庫があり、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6 番の案件 位置図は、11 ページになります。申請地は、武芸川民族資料館の南 280m ほどに位置する 登記地目 畑 現況地目宅地 14㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する 10ha 未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。申請人は、隣接地を購入するにあたり、土地の境界を確認したところ、宅地の一部が申請地にはいつているため、現状に合わせて、農地法の許可を得たいというものです。

8月12日に現地確認をしたところ、昭和50年から宅地として利用しているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上5件についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙について、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第2号について質疑のある委員さん挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

それではこれより採決します。議案第2号について原案の通り岐阜県知事に進達することに意義の無い方は挙手願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、天神公民センターの北東430mほどに位置する 田 1, 137 m²。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、菓子製造業 駐車場 です。譲受人は、隣地で菓子製造業を営んでおり、工場を増築することになったため、従業員の駐車場を増やしたいというものです。譲渡人は、相続により取得したが、多忙であり、管理ができないことから、譲受人の要望に応えるというものです。8月11日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。案件は、1, 000 m²を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

2番の案件 議案は5ページから8ページ、位置図は、13ページになります。申請地は、長良川鉄道 関富岡駅の東400mほどに位置する 田 10筆 13, 104 m²。農地の区分は、農用地区域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は、砂利採取 の 一時転用 です。一時転用期間は、1年6ヶ月です。使用借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地において砂利採取をしたいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。8月11日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

3番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、長良川鉄道 関富岡駅の東330mほどに位置する 田 2, 164 m²。農地の区分は、農用地区域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は、砂利採取 の 一時転用 です。一時転用期間は、1年です。使用借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地において砂利採取をしたいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。8月11日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

4番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、富岡小学校の南120mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 畑換地後の面積 460 m²。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、アパートに住んでいるが、家族が増え、手狭になってきたことから、一般個人住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。8月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

5番の案件 議案は9ページ、位置図は、16ページになります。申請地は、関市下有知南部公民センターの南40mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 宅地 156 m²。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場です。使用借人は、隣接地に住宅を建て住んでいるが、駐車場のスペースが少ないことから、親から土地を借り駐車場として利用したいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。8月11日に現地確認をしたところ、平成20年頃から、宅地として利用されているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、長良川鉄道 関下有知駅の南320mほどに位置する 登記地目 田現況地目 畑 1, 194 m²、登記地目 宅地 現況地目 畑 168.34 m²。2筆 1, 362.34 m²。農地の区分は、長良川鉄道 関下有知駅から、概ね300m内にあるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。譲受人は、申請地を購入して、住宅を建築し、移り住みたいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。8月11日現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は、

第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。事変1番と同時許可案件です。

7番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、東海環状自動車 関広見インターの北西590mほどに位置する 田 676㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住宅敷地が狭く、申請地を買い受け、住宅敷地を広げたいというもの。譲渡人は、高齢であり、農地の管理ができないため、譲り渡すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 議案は10ページ、位置図は、19ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの北250mほどに位置する 田 330㎡、農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在、マンションに住んでいるが、自分達の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、子のために、土地を貸すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの北280mほどに位置する 田 2筆 937㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲 です。譲受人は、周辺が宅地化され、住宅用地として発展が見込まれる地域のため、宅地分譲として、利用したいというものです。譲渡人は、稲作を継続することができなくなったため、譲り渡すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの北西450mほどに位置する 登記地目 田現況地目 畑 256㎡ 農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 庭 物置 駐車場 です。譲受人は、住宅敷地が狭く、物置や駐車場のスペースがないことから、申請地を買い受けたいというもの。譲渡人は、多忙であるため、農業を継続する事が困難であるため、要望に応えるというものです。8月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 議案は11ページ、位置図は、22ページになります。申請地は、山田公民センターの西290mほどに位置する 畑 582㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、住居が手狭までであることから、申請地を購入して、一般個人住宅を建築したい。譲渡人は、高齢で農地の管理ができないため、譲り渡すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則、不許可ではございますが、集落に接続していることから、農地転用の制限の例外基準をみたまふものと考えます。

12番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、中之保グラウンドの南170mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 宅地 4筆 371㎡、登記地目 宅地 現況地目 畑 262.1㎡。合計 5筆 633.1㎡。農地の区分は、中山間地域にある未整備な農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地を自己用住宅の敷地として有効利用を図るというものです。譲渡人は、市外に住んでいるため、管理ができないことから、申請地を譲り渡すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件 議案は12ページ、位置図は、24ページになります。申請地は、中之保グラウンドの南260mほどにある 登記地目 田 現況地目 山林原野 30㎡。中之保グラウンドの西430m、中之保グラウンドの南80m、中之保グラウンドの南東150m 登記地目 畑 現況地目 山林原野 5筆1,353㎡。合計 6筆 1,383㎡。農地の区分は、中山間地域にある、小規模な未整備農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。譲受人は、農

業効率が悪い、植林したいというもの。譲渡人は、遠方に住んでいるため、農地の維持管理が困難であることから、譲り渡すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、既に植林されており、始末書を提出するよう依頼中であります。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 議案は12ページ、13ページ、位置図は、25ページになります。申請地は、飛瀬集会所の西260mほどに位置する 畑 5筆 3,534㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、食品製造販売業駐車場です。使用借人は、清涼飲料水などを製造しているが、夏場において、水量不足となるため、新たに水源を確保したいというもの。また、現在の従業員駐車場を、製品運送する車両が、占有してしまうため、従業員の駐車場を整備したいというもの。使用貸人は、自分の経営する会社に土地を貸すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

15番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、博愛小学校の北210mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 畑一部雑種地 161㎡。農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に1つの医療機関と1つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。譲受人は、アパートに住んでいるが、家族が増え、手狭であるため、申請地に、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、仕事が忙しく、農地の管理ができないため、従業員が家を建てるための土地を譲り渡すというものです。8月11日に現地確認をしたところ、昭和50年から、一部雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、武芸川民族資料館の南280mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 宅地 31㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、隣接地を購入するにあたり、公図等で調査をした結果、申請地に住宅が入っている事がわかり、現状にあわせるために、許可を得たいというものです。譲渡人は、現状にとおりとなるよう、申請地を譲り渡すというものです。8月12日に現地確認をしたところ、昭和50年から宅地として利用しているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 議案は14ページ、位置図は、28ページになります。申請地は、武芸川浄化センターの北330mほどに位置する 畑 3筆 189㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、機械部品加工業駐車場 です。譲受人は、事業の拡大に伴い、既存の駐車場が不足するため、新たに駐車場をつくりたいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。8月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認をしています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。以上、所有権移転に関するもの 11件、使用貸借権設定に関するもの 4件、賃貸借件設定に関するもの 2件 合計 17件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第3号について、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第3号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより採決します。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。

議案第3号の17件を岐阜県知事に進達することとします。

次に、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) はい。

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、15ページになります。1番の案件 位置図は、29ページになります。申請地は、長良川鉄道 関下有知駅の南320mほどに位置する 田 1, 194㎡。登記地目 宅地 現況地目 畑 168.34㎡。2筆合計 1, 362.34㎡。変更内容は、転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成2年5月10日に工場敷地として事業計画変更の承認を受けたが、事情の変化により、計画がとん挫しました。今回、承継者から一般個人住宅を建築したいという強い要望があり、譲り渡すというものです。以上1件につきましてご審議をお願いします。

○議長(野村茂君)

事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

質疑も無いようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり、承認することに意義の無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号 事業計画変更申請に対する意見については、原案の通り承認することといたします。続きまして議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) はい。

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、16ページになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が7筆 1, 626㎡。地区は、小野 地区です。権利の設定を受ける者は、農事組合法人 小野集落営農組合 でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君)

事務局の説明が終わりました。議案第5号について、質疑をおこないます。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

質疑も無いようですので、採決します。議案第5号について、原案の通り承認することに意義の無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。続きまして、議案第6号 農地改良許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) はい。

議案第6号 農地改良許可申請の承認について。

農地改良指導要綱の規定により、下記の農地の申請がありましたので審議を求めます。議案は10ページになります。

1番の案件 位置図は30ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの北270mほどに位置する 田 308㎡。申請地の隣接地を転用することにより、残地の農地部分の面積が小さくなり田としての管理ができないため、畑として野菜を栽培したいというものです。改良期間は6ヶ

月です。８月１１日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。以上１件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第６号について、質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、これより採決します。議案第６号について、原案の通り、承認することに意義の無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第６号の農地改良許可申請の承認について原案の通り承認することといたします。

次に、報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出についてを、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。

報告１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について。

報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案は１８ページになります。

１番、２番の案件 届出地は、肥田瀬地区の田 ２筆 ２,９８０㎡。賃借人は、上野 善千（うへの よしたか）です。合意解約成立日は、令和３年８月６日です。以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君） 報告第１号につきましては、事務局の報告とおりです。

はい、ありがとうございました。本日の議案については以上終了しました。ご審議ありがとうございました。

午前11時07分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長



10番



12番

